

# ひょうご消費者ネットが旅行業者の契約条項の差止めを求め提訴

2009. 3. 18

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2009年3月18日、株式会社ジャルツアーズ（以下、ジャルツアーズ）が旅行契約を解除した場合にJAL利用クーポンを返還しないとする契約条項を使用することの差止めを求める訴訟を、神戸地方裁判所に提起しました。

ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により認定された適格消費者団体。同法12条により、事業者が消費者契約法8条から10条の不当条項を使用することの停止（差止め）を請求する権利（消費者団体訴訟）を付与されています。

今回の提訴は、以下の消費者被害情報が発端となりました。

2007年夏、ジャルツアーズの募集型企画旅行（2人分代金計100,600円）にインターネットで申し込んだ。支払は40,000円をJAL利用クーポンで、60,600円をクレジットカードで決済した。しかし日程の都合が悪くなり、出発日16日前にキャンセルした。標準旅行業約款によれば取消料20%の時期で20,120円が取消料の上限であるのに、JAL利用クーポン40,000円分を全部没収された。

ジャルツアーズのインターネット画面には、JAL利用クーポンは決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできませんという条項（クーポン失効条項）が表示されており、これが全部没収の理由とされた。

ひょうご消費者ネットは、上記のクーポン失効条項は、旅行契約を解除した際の原状回復（旅行業約款による取消料を超える部分のクーポン券の返還）を制限するものとして消費者契約法10条に反するとともに、契約解除に伴い生じる平均的な損害額を超える額を没収するものとして同法9条1号に反すると考えます。2008年5月以降、2度の申入れを行い、消費者契約法に基づく事前請求を行いました。が是正がなされないため、本日、この条項の使用差止めを請求する訴訟を提起しました。

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階  
かげやま司法書士事務所内 TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7228  
ホームページ <http://hyogo-c-net.com> 会員136名

## ひょうご消費者ネットの主な申入活動

- |            |   |
|------------|---|
| 2006年8月21日 | 生命保険協会に対して、生命保険の訪問販売でクーリング・オフを拒否している取扱いを是正するよう申入れ |
| 2007年3月2日  | 資格試験予備校11社に対して、中途解約を制限する条項の是正を申入れ                 |
| 2007年6月5日  | 日本郵政公社に対して、汚損をした未使用切手の使用や交換をできないとする郵便約款を改善するよう申入れ |
| 2008年5月28日 | ジャルツアーズに対して、JAL利用クーポンの失効条項の是正を申入れ                 |

## 他の適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者機構日本（東京）、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（大阪）  
社団法人全国消費生活相談員協会（東京）、特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（京都）  
特定非営利活動法人消費者ネット広島（広島）、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（埼玉）

## 適格消費者団体がすでに提訴した差止訴訟

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 2008年3月25日 | 京都消費者契約ネットワークが賃貸住宅の定額補修分担金条項の使用差止めを提訴 |
| 2008年4月8日  | 消費者支援機構関西が、貸金業者の早期完済違約金条項の使用差止めを提訴    |
| 2008年8月12日 | 京都消費者契約ネットワークが、賃貸住宅の敷引条項の使用差止めを提訴     |
| 2008年8月28日 | 消費者支援機構関西が、英会話教室業者の不当勧誘の停止を提訴         |
| 2008年12月3日 | 京都消費者契約ネットワークが冠婚葬祭業者の解約料条項の使用差止めを提訴   |